

就業規則の改正等の説明を受ける（その2）

【改正項目】 その他の規程改正

【実施日】 2021年4月1日

改正概要

1. 昇進規程の改正（在級年数短縮の明確化）（対象：社員）

・「期待する役割」の達成状況等によって在級年数の短縮があることを明確化するため。

2. 賞罰規程の改正（永年勤続表彰における表彰基準日の設定）

（対象：社員、嘱託社員、契約社員、パート社員）

・現行の規程では表彰基準日が定められていないところ、毎年4月1日を表彰基準日と定める。

3. 賃金規程の改正（初任給改定に伴う基本給表の変更）（対象：社員）

・2021年4月に社員の初任給を改定することに伴い、賃金規程別表を改正し、基本給表を変更する。

4. 賃金規程の改正（住宅手当の支給要件の明文化）（対象：社員）

・住宅を所有しているが住宅ローンを利用していない社員に対し、月額3,000円の住宅手当を支給する旨を明文化する。（現行：申請に基づき支給している）

5. 契約社員就業規則の改正（賞与の減額事由の明文化）（対象：契約社員）

・契約社員就業規則の規定に、減額事由を明文化する。（現行：都度通達で規定している）

6. 現行規程の修正

ア) 各種様式から元号を削除する。

イ) 「家族手当認定申請書」に証拠書類を添付する欄を設ける。

ウ) 「住宅手当」「家族手当」の規定に支給内容の資格確認を行うことを明文化する（現行：都度通達に基づき実施）。なお、通勤手当支給規程に定める、定期券購入の都度の確認を取り止め、資格確認の際の確認に一本化する。

エ) その他誤記を修正する。

JR 東労組に結集し、働きやすい職場を創り出そう！！